# 保安ネット
# 操作マニュアル
## 【電気事業法】
## ― 利用者向け　パート③ ―

※こちらのパート③は設置者・みなし設置者以外の方が申請する場合のマニュアルです

令和 7 年 5 月

# 改訂履歴

| 版 | 該当箇所 | 改訂内容 | 日付 |
|---|---|---|---|
| 1.0 | - | 初版作成 | 2019/11/25 |
| 1.1 | ・表紙、ファイル名<br>・1-4.用語について<br>・4-1.画面レイアウト<br>・4-4-2.手続ごとの注意点 | ・ファイル名の修正<br>・保安ネット操作時の説明について追記 | 2020/6/29 |
| 1.2 | ・1-3.保安ネットで取り扱う手続<br>・4-4-1.メニュー説明<br>・4-4-2.手続ごとの注意点 | 廃止に関するメニュー構成変更 | 2020/7/21 |
| 1.3 | ・4-4-2.手続ごとの注意点<br>・4-4-2.手続ごとの注意点<br>・4-4-4.問合せ | ・保安ネット操作画面のレイアウト変更に伴う修正<br>・取下げ手続の管理方法変更に伴う修正<br>・内規改正に伴う修正 | 2020/11/27 |
| 1.4 | ・4-4-2.手続共通の注意点<br>・4-4-3.手続の提出方法<br>・4-4-3.手続ごとの注意点 | ・保安ネット操作画面のレイアウト変更に伴う修正<br>・休止、廃止事業場の検索に伴う修正 | 2021/3/31 |
| 1.5 | ・表 1-3.手続一覧<br>・表 4-4-1.手続一覧<br>・4-4-3.手続ごとの注意点 | ・内規改正に伴う修正<br>・同意書の押印に伴う修正 | 2022/12/1 |
| 1.6 | ・4-4-1.メニュー説明 | 小規模事業用電気工作物の届出開始に伴う修正 | 2023/3/20 |
| 1.7 | ・2-4.ログアウト<br>・4-1.画面レイアウト・4-2.トップページ | 保安ネットトップページ画面のレイアウト変更に伴う画像の差し替え | 2023/10/27 |
| 1.8 | ・4-4-1. メニュー説明 | 保安ネット操作画面のレイアウト変更に伴う | 2023/12/11 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ・4-4-5. 問合せ・取下げ | 修正 | |
| 1.9 | ・2-4.ログアウト<br>・2-5.アカウント検索<br>・2-6.代行申請登録<br>・4.手続ナビ<br>・5-1.画面レイアウト<br>・5-2.トップページ<br>・5-3.要対応手続一覧<br>・5-4.新規手続 | 保安ネット操作画面のレイアウト変更に伴う修正<br>手続ナビ機能追記 | 2024/12/20 |
| 2.0 | ・1-4.用語について | 保安ネット操作画面のレイアウト変更に伴う修正<br>手続ナビ機能追加に伴う修正 | 2025/1/23 |
| 2.1 | ・5-3. 要対応手続一覧<br>・5-4-5. 問合せ・取下げ<br>・5-4-7. 事前相談・手数料納付<br>・5-5. 全手続一覧 | 保安ネット操作画面のレイアウト変更に伴う修正<br>事前相談・手数料納付機能追記 | 2025/3/17 |
| 2.2 | ・1-3.保安ネットで取り扱う手続 | 手続一覧を別紙に統一 | 2025/4/14 |
| 2.3 | ・5-4-7. 事前相談・手数料納付 | 黄色ハイライト部分追記 | 2025/4/21 |

# 目次

1.　はじめに……1
1-1.当マニュアルの利用対象者について……1
1-2.保安ネットとは……1
1-3.保安ネットで取り扱う手続……1
1-4.用語について……2
2.　保安ネット利用時の注意点……3
2-1.保安ネット利用時の利用アカウント……3
2-2.利用アカウントごとの参照権限……3
2-3.ログイン……4
2-4.ログアウト……5
2-5.アカウント検索……6
2-6.代行申請登録……7
2-7.グループ登録……10
2-8.アカウント停止時の問合せ先……10
3.　保安ネット共通操作……11
4.　手続ナビ……12
5.　保安ネット機能……13
5-1.画面レイアウト……13
5-2.トップページ……14
5-3.要対応手続一覧……15
5-4.新規手続……16
5-4-1.メニュー説明……16
5-4-2.手続共通の注意点……20
5-4-3.手続ごとの注意点……21
5-4-4.　手続の提出方法……36
5-4-5.問合せ・取下げ……43
5-4-6.結果通知……49
5-4-7.事前相談・手数料納付……50
5-5.全手続一覧……53
5-6.お知らせ……53
5-7.よくある質問……53

# 1. はじめに

## 1-1. 当マニュアルの利用対象者について

・当マニュアルの対象者は電気分野における代行申請者の方向けです。
・代行申請とは、設置者/みなし設置者が作成する手続の情報を、設置者/みなし設置者に代わり、設置者/みなし設置者以外の方が提出することです。
・「保安ネット共通操作」等、利用対象者によらず、保安ネット利用時に共通的な機能については、「保安ネット　利用者（設置者）向け操作マニュアル」を参照いただく必要があります。代行申請者以外の利用者の方は、以下「表 1-1．利用対象者別の該当マニュアル」をご確認ください。

表 1-1.利用対象者別の該当マニュアル

| 利用対象者 | 該当マニュアル |
|---|---|
| 設置者の方 | 「保安ネット操作マニュアル（利用者向け　パート①）」をご参照ください。 |
| みなし設置者の方 | 「保安ネット操作マニュアル（利用者向け　パート②）」をご参照ください。 |
| 代行申請者の方 | 当マニュアルをご参照ください。 |

## 1-2. 保安ネットとは

・電気事業法における一部手続について、インターネット上で提出・確認を行うためのサービスです。対象手続は「1-3.保安ネットで取り扱う手続」をご確認ください。

## 1-3. 保安ネットで取り扱う手続

・保安ネットにて提出可能な手続は別紙の取り扱い手続一覧のとおりです。その他の手続については簡易申請にて提出が可能となっておりますのでご活用ください。
・保安ネットでは、上記手続のうち、以下に関する手続は取り扱い対象外となるため、従来通り紙媒体にて所管の監督部/監督署へ提出ください。
- 統括事業場に関する申請/届出
- 変電所に関する申請/届出
- ダム水路、ボイラー・タービン主任技術者に関する申請/届出

## 1-4. 用語について

| 1-5.　用語 | 意味 |
|---|---|
| **あ行** | |
| アカウント | 保安ネットを利用する際に利用者を識別するための識別情報。 |
| エラー | 手続において、誤りと判断した情報が検出されたことを知らせる機能。 |
| **か行** | |
| 監督部/監督署 | 産業保安監督部/産業保安監督署の略称。 |
| **さ行** | |
| 申請 | 行政手続において、審査・決裁行い、承認された際には通知を行う手続の総称。 |
| Gビズ ID | １つのアカウント ID・パスワードで、デジタル庁が提供する様々な行政サービスが利用できるサービス。 |
| Gビズインフォ | 法人として登記されている約 400 万社を対象とし、法人番号、法人名、本社所在地等を一括検索、閲覧するサービス。<br>保安ネットでは検索した情報をもとに、法人情報の入力が可能。<br>URL：https://info.gbiz.go.jp/ |
| ソート | 昇順や降順など、一定の順序性に基づいて、順番を並び替える機能。 |
| **た行** | |
| 届出 | 行政手続において、提出者が監督部/監督署へ一定事項を通知する手続の総称。 |
| ダウンロード | 自身のコンピューター（PC）およびモバイル端末にデータを保存する機能。 |
| タブ | 画面の切り替えを実施することが可能となる見出し。 |
| 手続ナビ | 手続提出先の選択や検索を行う機能。手続名や法令で検索することで、保安ネットでの提出が可能な提出先が表示される。 |
| **は行** | |
| プレビュー | 保安ネットでアップロードした電子ファイルの中身を、画面上で表示する機能。 |
| 保安ネットポータル | 保安ネットの関連資料やよくある質問、お知らせを掲載しているサイト。<br>URL:https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/ |
| **ら行** | |
| ログイン | Gビズ ID を使用し、保安ネットにアクセスするための認証行為。<br>利用開始するための契機。 |
| ログアウト | Gビズ ID を使用し、保安ネットの利用を終了するための認証行為。 |
| **わ行** | |
| ワーニング | 手続において、不適切・不正確と判断した情報が検出されたことを知らせる機能。 |

# 2.　保安ネット利用時の注意点

## 2-1.保安ネット利用時の利用アカウント

・保安ネットを利用する際は、G ビズ ID のアカウントが必要です。
G ビズ ID に関する詳細は、https://gbiz-id.go.jp/top/をご確認ください。

## 2-2.利用アカウントごとの参照権限

・利用するアカウントごとに、保安ネットにおける手続の参照権限が異なります。詳細は以下の「表 2-2.アカウントごとの参照権限」の通りです。
・代行申請者の方は、gBiz プライムおよび gBiz メンバーアカウントのみ利用可能です。gBiz エントリーアカウントは利用できません。
・代行申請を依頼した設置者/みなし設置者が法人であり、かつ gBiz プライムアカウントを取得している場合、代行申請者が申請した手続の情報を、設置者/みなし設置者が保安ネット上で確認することができます。

表 2-2.アカウントごとの参照権限

| アカウント名 | 参照範囲 |
|---|---|
| **gBiz プライム** | 同一法人および個人事業主の gBiz メンバーが提出した申請内容・結果を参照可能 |
| **gBiz メンバー** | 同一グループ内の他メンバーが提出した申請内容・結果を参照可能 |
| **gBiz エントリー** | 自身のアカウントから提出した申請内容・結果のみ参照可能 |

## 2-3.ログイン

・電子申請を行う場合、保安ネットポータルより、G ビズ ID を利用してログインを行います。
・利用するブラウザは Google Chrome を推奨します。その他、サポート対象ブラウザとして、Edge、FireFox、Safari、IE も利用可能ですが、画面が正しく出力されない可能性ありますので、ご注意ください。
・同一ブラウザにて複数のウィンドウを立ち上げ保安ネットを利用すること、および、複数のタブにて保安ネットを利用することはお控えください。

**〔ログイン画面〕**

## 2-4.ログアウト

・保安ネットからログアウトする場合は、保安ネットの画面右上にあるログアウトボタンを押下します。
・ログアウト後は保安ネットポータルへ遷移します。
・保安ネットにて 180 分間の無操作状態が続くと自動的にタイムアウトされ、再度認証を要求するメッセージが表示されます。その際はログイン ID とパスワードを再度入力いただく必要があります。

**〔ログアウト画面〕**

## 2-5.アカウント検索

・gBiz プライムアカウントの取得が完了している場合、保安ネットのアカウント管理メニューより、同一法人内における gBiz メンバーアカウントが検索できます。検索ができるのは gBiz プライムアカウントのみであり、gBiz エントリーでは検索できません。

・検索時には検索条件を入力の上、検索ボタンを押下すると、画面下部に検索結果が表示されます。

・検索したアカウントの詳細情報を参照する場合は、検索結果の一覧から該当アカウントの行を押下します。

**〔アカウント情報検索画面〕**

**〔アカウント情報詳細画面〕**

## 2-6.代行申請登録

・代行申請を実施する際は、代行申請者として予めアカウント設定を行う必要があります。

・代行申請者としてアカウント登録を行う方法は、法人（グループ登録あり）の場合、法人（グループ登録なし）の場合、個人の場合、の全 3 種類存在しています。手順は以下を参照ください。

### A)　法人（グループ登録なし）および個人事業主の場合

**【手順①】**

トップページの右上にある、アカウントアイコンを押下します。押下後、「アカウント」を押下します。

**【手順②】**

アカウント情報の詳細画面へ遷移するため、右上の「変更」ボタンを押下いただきます。

**【手順③】**

代行申請のチェックボックスにチェックを入れていただき、「保存」ボタンを押下いただきます。代行申請者として申請を実施しない場合、当チェックボックスのチェックを外していただければ、代行申請対象外となります。

## B）法人（グループ登録あり）の場合

**【手順①】**

アカウント管理メニューより、「グループ検索」ボタンを押下します。

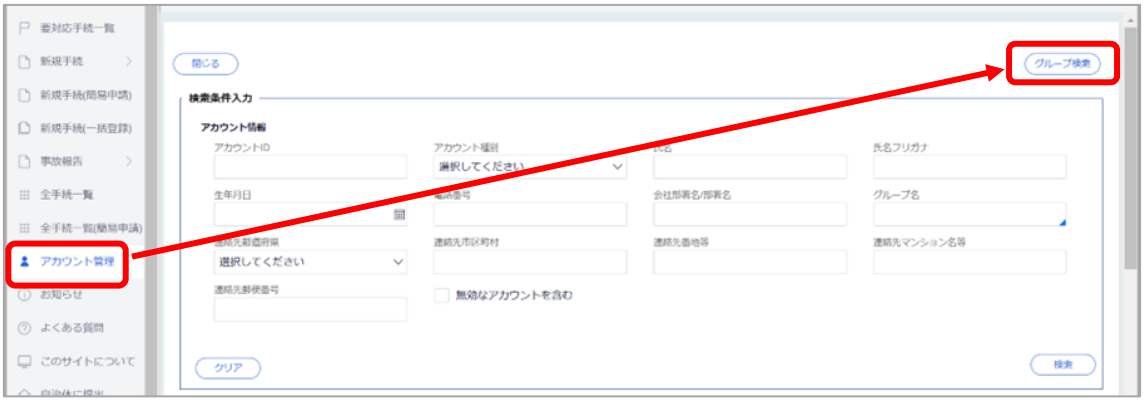


**【手順②】**

検索後、アカウントの詳細画面を開き、右上の「変更」ボタンを押下します。

**【手順③】**

アカウントの編集が可能となるため、「代行申請者」にチェックを入れます。その後、「保存」ボタンを押下いただければ完了です。

## 2-7.グループ登録

・グループ登録については「保安ネット操作マニュアル（利用者向け　パート①）　2-6.グループ登録」を参照ください。

## 2-8.アカウント停止時の問合せ先

・アカウントが利用できない場合の問合せ先は、「G ビズ ID　ヘルプデスク」までご確認ください。詳細は、https://gbiz-id.go.jp/top/をご確認ください。

## 3.　保安ネット共通操作

・保安ネット共通操作については、「保安ネット操作マニュアル（利用者向け　パート①）　3.保安ネット共通操作」を参照ください。

## 4.　手続ナビ

・手続ナビについては、「保安ネット操作マニュアル（利用者向け　パート①）　4.手続ナビ」を参照ください。

# 5.　保安ネット機能

## 5-1.画面レイアウト

・保安ネットにおいて、各手続共通の画面レイアウトは以下の通りです。

〔レイアウト画面〕

表 5-1.レイアウト構成

| No. | 名称 | 説明 |
|---|---|---|
| ① | 保安ネット | 押下するとトップページへ遷移できます |
| ② | メニューバー | 各種メニュー画面へ遷移できます |
| ③ | 業務用領域 | 各種画面で編集を行うことが可能な領域 |
| ④ | アカウントアイコン | 押下すると自身のアカウントの詳細情報を確認できます |
| ⑤ | ログアウト | 保安ネットからログアウトできます |
| ⑥ | 操作中手続欄 | 操作中の手続が表示され、クリックすると対象の手続の画面に切り替えができます<br>ログアウトをすると消えます |

## 5-2.トップページ

・トップページには、重要なお知らせが表示されます。
・各種メニューに関する説明は「表 5-2.メニュー構成」を参照ください。

**[トップページ画面]**

表 5-2.メニュー構成

| メニュー名 | 説明 |
|---|---|
| 要対応手続一覧 | 提出した手続のステータスを確認する際にご利用ください。<br>詳細は「5-3.要対応手続一覧」を参照。 |
| 新規手続 | 新規で手続を提出する際にご利用ください。<br>詳細は「5-4.新規手続」を参照。 |
| 全手続一覧 | ログイン時のアカウントおよび、グループ登録されている場合は、同一グループ内の gBiz メンバーが提出した手続を、確認する際にご利用ください。<br>詳細は「5-5.全手続一覧」を参照。 |
| アカウント管理 | グループのアカウント情報を検索する際にご利用ください。<br>詳細は「2-5.アカウント検索」を参照。 |
| お知らせ | 保安ネット利用時にご確認ください。詳細は「5-6.お知らせ」を参照。 |
| よくある質問 | 保安ネット利用時にご確認ください。詳細は「5-7.よくある質問」を参照。 |
| 自治体に提出 | 自治体向け保安ネットに移動する際にご利用ください。<br>詳細は「【自治体】保安ネット操作マニュアル（利用者向け）」を参照。 |
| 電子申請案内 | 手続ナビに移動する際にご利用ください。<br>詳細は保安ネット操作マニュアル（利用者向け　パート①）　4.手続ナビ参照。 |

## 5-3.要対応手続一覧

・ログイン時のアカウントおよび所属法人/グループにより入力された手続情報について、ステータスが確認できます。

・ステータスの一覧は「表 5-3.ステータス一覧」の通りです。

表 5-3.ステータス一覧

| ステータス | 内容 |
|---|---|
| 提出前 | 手続作成後、一時保存を実施し未提出の状態 |
| 問合せ | 所管の監督部/監督署から問合せを受領しており、対応が必要な状態 |
| 事前相談 | 手数料納付前に審査者からの申請内容の確認・修正依頼を受け取っている状態 |
| 手数料等事前確認 | 審査者が登録した手数料等納付情報の確認を要している状態 |
| 簡易申請提出前 | 簡易申請作成後、一時保存を実施し未提出の状態 |
| 簡易申請問合せ | 簡易申請について、所管の監督部/監督署から問合せを受領している状態 |

**〔要対応手続一覧画面〕**

## 5-4.新規手続

### 5-4-1.メニュー説明

・保安ネットにて電子申請を行う際は、新規手続のメニューを押下し、電気事業法の手続を選択いただきます。

・電気事業法の手続選択画面で事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く）の手続を選択し、「メニューを表示」ボタンを押下いただきます。

・青枠と白枠の手続が存在しておりますが、青枠は手続選択が一つで完結し、白枠は手続選択が複数存在します。白枠の手続押下後、次の選択画面が展開されます。

・また、「手続検索」からも提出する手続を選択いただけます。法令や提出先、手続名から手続を検索いただけます。

**〔新規手続画面〕**

トップページ
要対応手続一覧
新規手続
電気事業法
液化石油ガス法
火薬類取締法
鉱山保安法
ガス事業法
製造安全４法
トップページ
重要なお知らせ
2019/07/30
2019/07/30
2019/07/30
2019/07/30
2019/07/29
DDDDDDD
BBBBBBBBBB
FFFFFFFFF
FFFFFFFFF
CCCCCCCc
一覧を見る

手続選択
手続
事業用電気工作物の手続
小規模事業用電気工作物の手続
白枠の手続を押下すると、次の選択画面が展開します。
注：
「小規模事業用電気工作物」とは、下記に該当する電気工作物を指します。
・太陽電池発電設備：10kW以上50kW未満
・風力発電設備 ：20kW未満

手続選択
手続
事業用電気工作物の手続
小規模事業用電気工作物の手続
保安規程の届出/変更の届出のときはこちら
主任技術者選任又は解任届出
主任技術者兼任承認申請
主任技術者選任許可申請
保安管理業務外部委託承認と事業用電気工作物の保安規程の届出/変更の届出
発電所・蓄電所出力変更
（発電所・蓄電所の一部廃止を含む）
発電所・蓄電所廃止報告書
（発電所・蓄電所の全部廃止）
事業場全廃に伴う報告書
ばい煙発生施設の廃止報告書

手続選択
手続
事業用電気工作物の手続
小規模事業用電気工作物の手続
保安規程の届出/変更の届出のときはこちら
主任技術者選任又は解任届出
主任技術者兼任承認申請
主任技術者選任許可申請
保安管理業務外部委託承認と事業用電気工作物の保安規程の届出/変更の届出
発電所・蓄電所出力変更
（発電所・蓄電所の一部廃止を含む）
発電所・蓄電所廃止報告書
（発電所・蓄電所の全部廃止）
事業場全廃に伴う報告書
ばい煙発生施設の廃止報告書
事業用電気工作物の保安規程の届出/変更の届出
保安管理業務外部委託承認と事業用電気工作物の保安規程の届出/変更の届出

**〔手続検索画面イメージ〕**

保安ネット
ログアウト
トップページ
要対応手続一覧
新規手続
電気事業法
液化石油ガス法
火薬類取締法
鉱山保安法
ガス事業法
製品安全４法
熱供給事業法
高圧ガス保安法
電気工事士法
手続検索
手続から探す
法令選択
電気事業法
提出先選択
選択してください
手続名を入力
選択してください
検索
手続名
根拠となる法令
手続概要
電子申請の開始
主任技術者選任又は解任届出
電気事業法
主任技術者選任又は解任届出
<提出先が経済産業省または産業保安監督部の場合>
手続作成

### 5-4-2.手続共通の注意点

・手続共通でご注意いただきたい点は、以下の通りです。

✧　エントリーアカウントで事業場番号が分かる場合は、事業場情報の「初めて申請する事業場」を選択し、「事業場番号」を記載ください。プライム・メンバーアカウントで過去に該当事業場の申請を行っている場合は、「3-9.入力補助_事業場参照」を参照ください。

### 5-4-3.手続ごとの注意点

・手続に応じてご注意いただきたい点は、以下の通りです。

**① 事業用電気工作物の保安規程の届出**

✧ 「保安管理業務外部委託承認」と「電気工作物の保安規程の届出/変更の届出」は同時提出ができます。手続選択の際に、「保安規程の届出/変更の届出のときはこちら」より、「保安管理業務外部委託承認と事業用電気工作物の保安規程の届出/変更の届出」を選択してください。

✧ 保安ネットにおいて、手続選択時は「事業用電気工作物の保安規程の届出/変更の届出」と一つですが、手続情報入力時に提出区分情報の項目「新規/変更の別」にて、「新規」・「変更」を選択いただく必要があります。新設・設置者変更（設変）の場合は【新規】、その他の場合は【変更】を選択し、【監督部への確認事項】欄に詳細情報を記載ください。

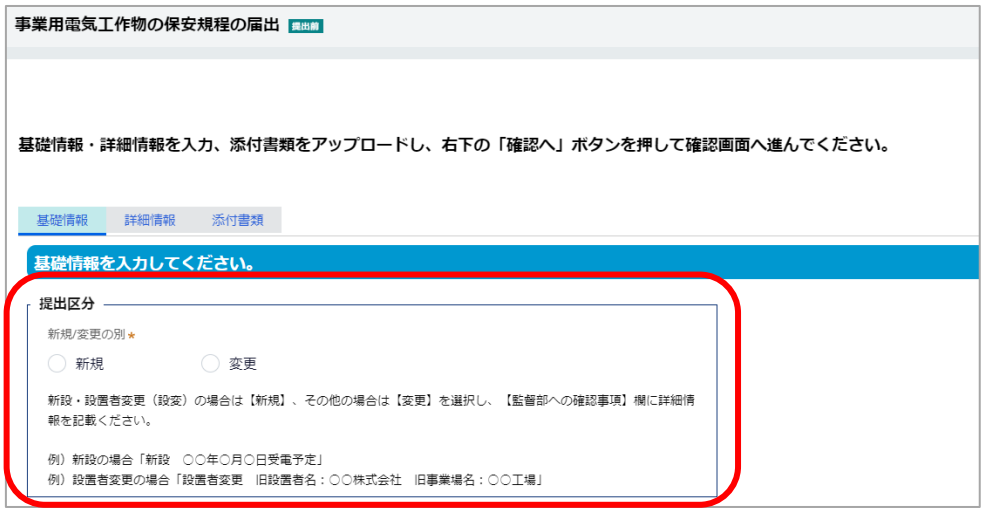


✧ 手続にて、添付が必要となる書類は以下「表 5-4-3.①事業用工作物の保安規程届出_添付書類」の通りです。

表 5-4-3.①事業用工作物の保安規程の届出_添付書類

| 添付書類 | 添付条件 |
|---|---|
| 保安規程本文（条文） | ・保安規程本文に変更がある場合はご提出ください。 |
| 保安規程変更対象の適用事業場一覧 | ・保安規程変更にて設置者名や住所等の変更を、複数の事業場に適用する場合で、且つ現行で適用事業場一覧を提出する運用をしている場合はご提出ください。 |
| みなし設置者として要件をみたしていることの説明書 | ・設置者がみなし設置者である場合で、当該設置者に関して初めて申請をする場合は添付が必須となります。2回目以降は不要です。 |
| 委任状 | ・設置者の代表者より、設置者内の他者に手続の作成・提出を委任する場合、委任状が必要となります。<br>・過去に監督部へ委任状の提出がない場合は、「手続提出に関する委任状」とあわせて添付してください。<br>・一度ご提出いただければ、2 回目以降の申請時の提出は不要です。 |
| 設置者との関係が分かる資料 | ・該当設置者に関して初めて電子申請にて提出する手続の場合、添付が必須となります。（契約書の写しに、保安ネットでの電気事業法における電子申請について、設置者との関係性が分かる文言が存在する場合は、左記書類についての提出は不要です。）<br>・一度、「設置者との関係が分かる資料」が提出されていれば、該当設置者についての以降の手続で同資料の提出は不要です。<br>代表者変更時の、「設置者との関係が分かる資料」の再提出は不要です。<br>・「設置者との関係が分かる資料」への押印は不要です。 |

**② 主任技術者選任又は解任届出**

✧ 保安ネットにおいて、手続選択時は「主任技術者選任又は解任届出」と一つですが、手続情報入力時に、電気主任技術者の情報の項目「選任/解任の別」にて、「両方（選任/解任）」・「選任」・「解任」を選択いただく必要があります。

✧ 手続にて、添付が必要となる書類は以下「表 5-4-3.②主任技術者選任又は解任届出_添付書類」の通りです。

表 5-4-3.②主任技術者選任又は解任届出_添付書類

| 添付書類 | 添付条件 |
|---|---|
| 主任技術者免状 | ・免状発行から 1 年未満の場合は、添付が必須となります。 |
| みなし設置者として要件をみたしていることの説明書 | ・設置者がみなし設置者である場合で、当該設置者に関して初めて申請をする場合は添付が必須となります。2 回目以降は不要です。 |
| 委任状 | ・設置者の代表者より、設置者内の他者に手続の作成・提出を委任する場合、委任状が必要となります。<br>・過去に監督部へ委任状の提出がない場合は、「手続提出に関する委任状」とあわせて添付してください。<br>・一度ご提出いただければ、2 回目以降の申請時の提出は不要です。 |
| 設置者との関係が分かる資料 | ・該当設置者に関して初めて電子申請にて提出する手続の場合、添付が必須となります。（契約書の写しに、保安ネットでの電気事業法における電子申請について、設置者との関係性が分かる文言が存在する場合は、左記書類についての提出は不要です。）<br>・一度、「設置者との関係が分かる資料」が提出されていれば、該当設置者についての以降の手続で同資料の提出は不要です。<br>代表者変更時の、「設置者との関係が分かる資料」の再提出は不要です。<br>・「設置者との関係が分かる資料」への押印は不要です。 |

### ③ 保安管理業務外部委託承認

✧ 配電線路の有無は、低圧・高圧にかかわらず配電線路がある場合に有としてください。また、以下のいずれかに当てはまる事業場は、換算係数 0.1 を加算する必要があります。加算対象の場合手動にて換算値に 0.1 を加算し、加算対象である旨を「点検頻度の詳細情報」に記載ください。

- 小出力発電設備に接続する低圧電線路がある事業場。
- 他者に電気を供給するための低圧配電線路がある事業場。
- 電気工作物が低圧配電線路のみとなる事業場。

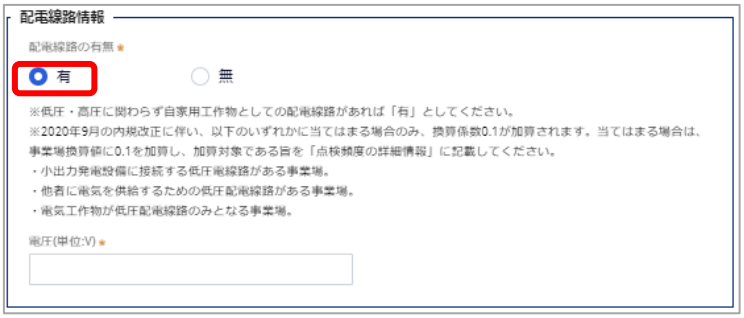

✧ 「保安管理業務外部委託承認」と「電気工作物の保安規程の届出/変更の届出」は同時提出ができます。手続選択の際に、「保安管理業務外部委託承認のときはこちら」より、「保安管理業務外部委託承認と事業用電気工作物の保安規程の届出/変更の届出」を選択してください。

✧　手続にて、添付が必要となる書類は以下「表 5-4-3.③保安管理業務外部委託承認_添付書類」の通りです。

表 5-4-3.③保安管理業務外部委託承認_添付書類

| 添付書類 | 添付条件 |
|---|---|
| 契約書 | ・必須 |
| 点数表 | ・必須 |
| みなし設置者としての要件をみたしていることの説明書 | ・設置者がみなし設置者である場合で、当該設置者に関して初めて申請をする場合は添付が必須となります。2 回目以降は不要です。 |
| 委任状 | ・設置者の代表者より、設置者内の他者に手続の作成・提出を委任する場合、委任状が必要となります。<br>・過去に監督部への左記の委任状の提出がない場合は、「手続提出に関する委任状」とあわせて添付してください。一度ご提出いただければ、2 回目以降の申請時の提出は不要です。 |
| 設置者との関係が分かる資料 | ・該当設置者に関して初めて電子申請にて提出する手続の場合、添付が必須となります。（契約書の写しに、保安ネットでの電気事業法における電子申請について、設置者との関係性が分かる文言が存在する場合は、左記書類についての提出は不要です。）<br>・一度、「設置者との関係が分かる資料」が提出されていれば、該当設置者についての以降の手続で同資料の提出は不要です。<br>代表者変更時の、「設置者との関係が分かる資料」の再提出は不要です。<br>・「設置者との関係が分かる資料」への押印は不要です。 |

**④　発電所・蓄電所出力変更報告**

✧　発電所・蓄電所内の設備を全て廃止する場合は、保安ネットの新規手続選択画面にて「発電所・蓄電所廃止報告書（発電所・蓄電所の全部廃止）」を選択してください。

✧　詳細情報タブの「変更の内容」にて、変更後の情報を入力ください。変更前の情報に関する入力は不要ですので、ご注意ください。

✧　変更内容にばい煙発生施設の廃止が含まれる場合は、本報告に加えて、「ばい煙発生施設の廃止報告書」を提出していただく必要がございます。

変更の内容
電気工作物情報
発電所・蓄電所情報
発電所・蓄電所の有無 *
有
無
変更後の情報を入力いただきます。
発電所・蓄電所名称
例：ABC事業場第1発電所
発電設備・蓄電設備名称
例：ディーゼル機関第1号機
発電所・蓄電所の種別 *
選択してください
出力(単位:kW) *
公害区分
対象が存在しません
公害区分を追加
発電所・蓄電所情報を追加

✧　「発電所・蓄電所出力変更報告」提出後に、以下画面が出力されます。「ばい煙発生施設の廃止報告」を提出する場合は、「ばい煙発生施設の廃止がある場合はこちら」を選択してください。選択すると、入力画面に遷移します。提出しない場合は、「閉じる」ボタンを押下してください。

✧　手続にて、添付が必要となる書類は以下「表 5-4-3.④発電所・蓄電所出力変更報告_添付書類」の通りです。

表 5-4-3.④発電所・蓄電所出力変更報告_添付書類

| 添付書類 | 添付条件 |
|---|---|
| 委任状 | ・設置者の代表者より、設置者内の他者に手続の作成・提出を委任する場合、委任状が必要となります。<br>・過去に監督部へ委任状の提出がない場合は、「手続提出に関する委任状」とあわせて添付してください。<br>・一度ご提出いただければ、2 回目以降の申請時の提出は不要です。 |
| 設置者との関係が分かる資料 | ・該当設置者に関して初めて電子申請にて提出する手続の場合、添付が必須となります。（契約書の写しに、保安ネットでの電気事業法における電子申請について、設置者との関係性が分かる文言が存在する場合は、左記書類についての提出は不要です。）<br>・一度、「設置者との関係が分かる資料」が提出されていれば、該当設置者についての以降の手続で同資料の提出は不要です。<br>・代表者変更時の、「設置者との関係が分かる資料」の再提出は不要です。<br>・「設置者との関係が分かる資料」への押印は不要です。 |

**⑤　発電所･蓄電所廃止報告書（発電所･蓄電所の全部廃止）**

✧　詳細情報タブの「廃止後に残る電気工作物情報」にて、廃止後の情報を入力いただく必要があります。

✧　ばい煙発生施設の廃止が含まれる場合は、本報告に加えて、「ばい煙発生施設の廃止報告書」を提出していただく必要がございます。

✧　「発電所・蓄電所廃止報告書」提出後に、以下画面が出力されます。「ばい煙発生施設の廃止報告」を提出する場合は、「ばい煙発生施設の廃止がある場合はこちら」を選択してください。選択すると、入力画面に遷移します。提出しない場合は、「閉じる」ボタンを押下してください。

✧　手続にて、添付が必要となる書類は以下「表 5-4-3.⑤発電所・蓄電所廃止報告書_添付書類」の通りです。

表 5-4-3.⑤発電所・蓄電所廃止報告書_添付書類

| 添付書類 | 添付条件 |
|---|---|
| 委任状 | ・設置者の代表者より、設置者内の他者に手続の作成・提出を委任する場合、委任状が必要となります。<br>・過去に監督部へ委任状の提出がない場合は、「手続提出に関する委任状」とあわせて添付してください。<br>・一度ご提出いただければ、2 回目以降の申請時の提出は不要です。 |
| 設置者との関係が分かる資料 | ・該当設置者に関して初めて電子申請にて提出する手続の場合、添付が必須となります。（契約書の写しに、保安ネットでの電気事業法における電子申請について、設置者との関係性が分かる文言が存在する場合は、左記書類についての提出は不要です。）<br>・一度、「設置者との関係が分かる資料」が提出されていれば、該当設置者についての以降の手続で同資料の提出は不要です。<br>・代表者変更時の、「設置者との関係が分かる資料」の再提出は不要です。<br>・「設置者との関係が分かる資料」への押印は不要です。 |

### ⑥ 事業場の全廃に伴う報告書

✧ 電気工作物情報は入力不要です。事業場情報のみを入力ください。

✧ 詳細情報タブの廃止の理由で廃止の理由を選択してください。

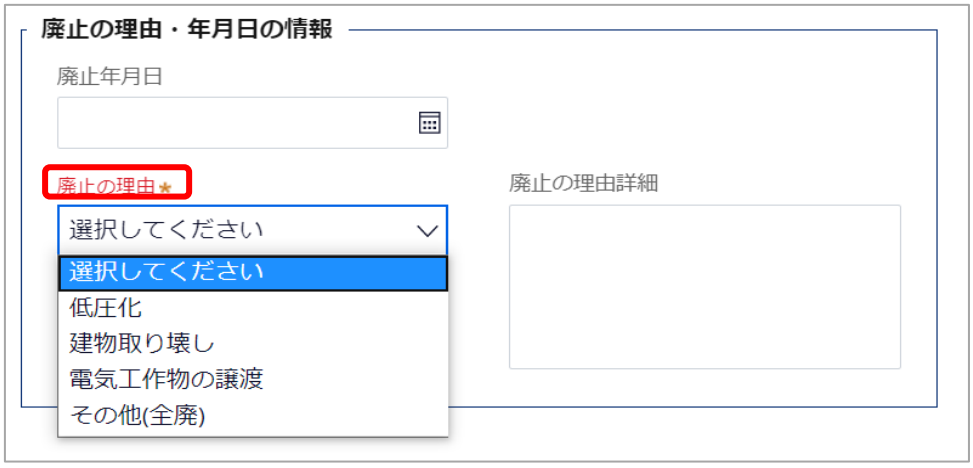


✧ ばい煙発生施設の廃止が含まれる場合は、本報告に加えて、「ばい煙発生施設の廃止報告書」を提出していただく必要がございます。

✧ 「事業場の全廃に伴う報告書」提出後に、以下画面が出力されます。「ばい煙発生施設の廃止報告」を提出する場合は、「ばい煙発生施設の廃止がある場合はこちら」を選択してください。選択すると、入力画面に遷移します。提出しない場合は、「閉じる」ボタンを押下してください。

✧　手続にて、添付が必要となる書類は以下「表 5-4-3.⑥事業場の全廃に伴う報告書_添付書類」の通りです。

表 5-4-3.⑥事業場の全廃に伴う報告書_添付書類

| 添付書類 | 添付条件 |
|---|---|
| 委任状 | ・設置者の代表者より、設置者内の他者に手続の作成・提出を委任する場合、委任状が必要となります。<br>・過去に監督部へ委任状の提出がない場合は、「手続提出に関する委任状」とあわせて添付してください。<br>・一度ご提出いただければ、2 回目以降の申請時の提出は不要です。 |
| 設置者との関係が分かる資料 | ・該当設置者に関して初めて電子申請にて提出する手続の場合、添付が必須となります。（契約書の写しに、保安ネットでの電気事業法における電子申請について、設置者との関係性が分かる文言が存在する場合は、左記書類についての提出は不要です。）<br>・一度、「設置者との関係が分かる資料」が提出されていれば、該当設置者についての以降の手続で同資料の提出は不要です。<br>・代表者変更時の、「設置者との関係が分かる資料」の再提出は不要です。<br>・「設置者との関係が分かる資料」への押印は不要です。 |

### ⑦　ばい煙発生施設廃止報告書

✧　保安ネットで申請する際は、システムの管理上、事業場や発電所・蓄電所の廃止、発電所・蓄電所の出力変更に伴う廃止の場合も、提出が必要となります。前述の各手続を提出いただいたうえで、ばい煙発生施設廃止報告書も提出ください。

✧　非常用予備発電装置の廃止報告については、ばい煙発生施設の場合は、本報告で「常用/非常用の別」項目で「非常用」を選択して入力ください。その他の手続では、個々の非常用予備発電装置について届出は不要です。

✧　手続にて、添付が必要となる書類は「表 5-4-3.⑦ばい煙発生施設廃止報告書_添付書類」の通りです。

表 5-4-3.⑦ばい煙発生施設廃止報告書_添付書類

| 添付書類 | 添付条件 |
|---|---|
| 委任状 | ・設置者の代表者より、設置者内の他者に手続の作成・提出を委任する場合、委任状が必要となります。<br>・過去に監督部へ委任状の提出がない場合は、「手続提出に関する委任状」とあわせて添付してください。<br>・一度ご提出いただければ、2 回目以降の申請時の提出は不要です。 |
| 設置者との関係が分かる資料 | ・該当設置者に関して初めて電子申請にて提出する手続の場合、添付が必須となります。（契約書の写しに、保安ネットでの電気事業法における電子申請について、設置者との関係性が分かる文言が存在する場合は、左記書類についての提出は不要です。）<br>・一度、「設置者との関係が分かる資料」が提出されていれば、該当設置者についての以降の手続で同資料の提出は不要です。<br>・代表者変更時の、「設置者との関係が分かる資料」の再提出は不要です。<br>・「設置者との関係が分かる資料」への押印は不要です。 |

### 5-4-4. 手続の提出方法

・手続の提出手順について、「事業場電気工作物の保安規程の届出」（以下パターン①）、また「電気関係事故報告」（以下パターン②）を例にご説明いたします。なお、全手続に共通して、以下「表5-4-4.入力タブ一覧」の通り、入力タブが存在します。

表 5-4-4.入力タブ一覧

| 入力タブ名 | 説明 |
|---|---|
| 基礎情報 | 各手続において、アカウント情報をベースに利用者の情報を入力する画面に遷移します。 |
| 詳細情報 | 各手続において、提出する手続に関する詳細情報を入力する画面に遷移します。 |
| 添付書類 | 各手続において、添付書類をアップロードする画面に遷移します。 |

**【手順①】**

パターン①の場合は新規手続で「法令」と「手続」を選択後、詳細画面の「基礎情報」タブにて申請情報を入力します。法人/個人名称、代表者氏名、住所等の提出者情報はアカウント情報より反映されます。設置者情報については、代行申請の場合反映されないため、ご自身で入力いただく必要があります。

パターン②の場合は「1.基礎情報」「2.詳細情報」「3.添付書類」「4.最終確認」の 4 画面が存在し、「1.基礎情報」から入力を開始します。

〔パターン①〕

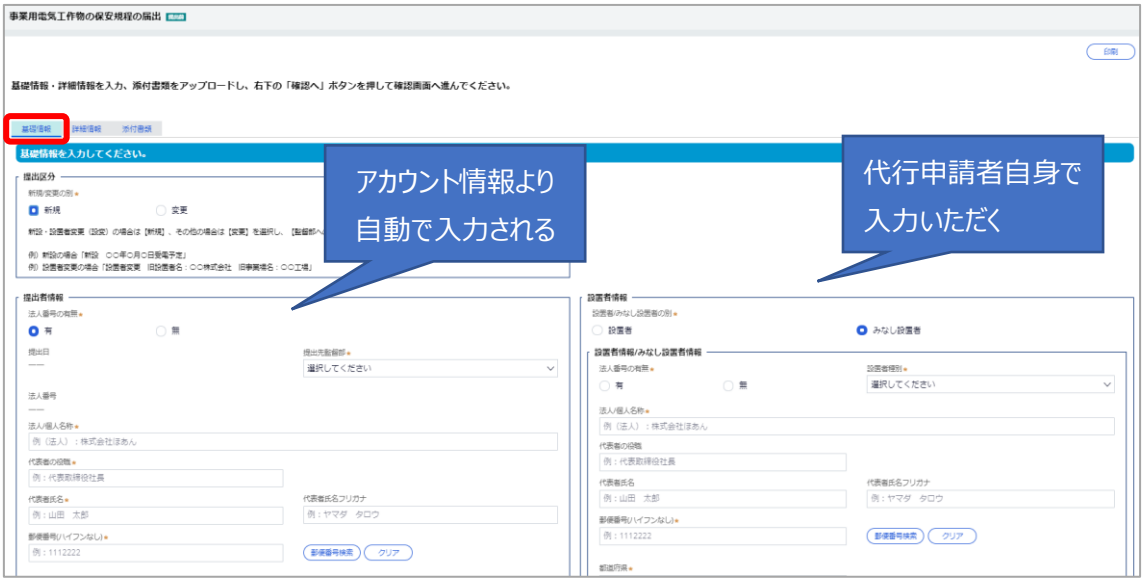


〔パターン②〕

**【手順②】**

パターン①の場合は「詳細情報」タブにて手続情報を入力します。

パターン②の場合は「次へ」ボタンを押下した後、「2.詳細情報」にて手続情報を入力します。

〔パターン①〕

〔パターン②〕

**【手順③】**

パターン①の場合は「添付書類」タブにて、一時保存ボタンを押下後、申請に必要な書類を添付します。添付書類の内容を確認することができます。詳細は「3-11.添付書類のアップロード」を参照ください。

パターン②の場合は、「3.添付書類」に遷移後に「新規追加」ボタンを押下して必要な書類を添付します。書類の添付には、ドラッグ＆ドロップを行うか「ファイルを選択（複数指定可）」ボタンを押下してファイルを選択してください。

〔パターン①〕

〔パターン②〕

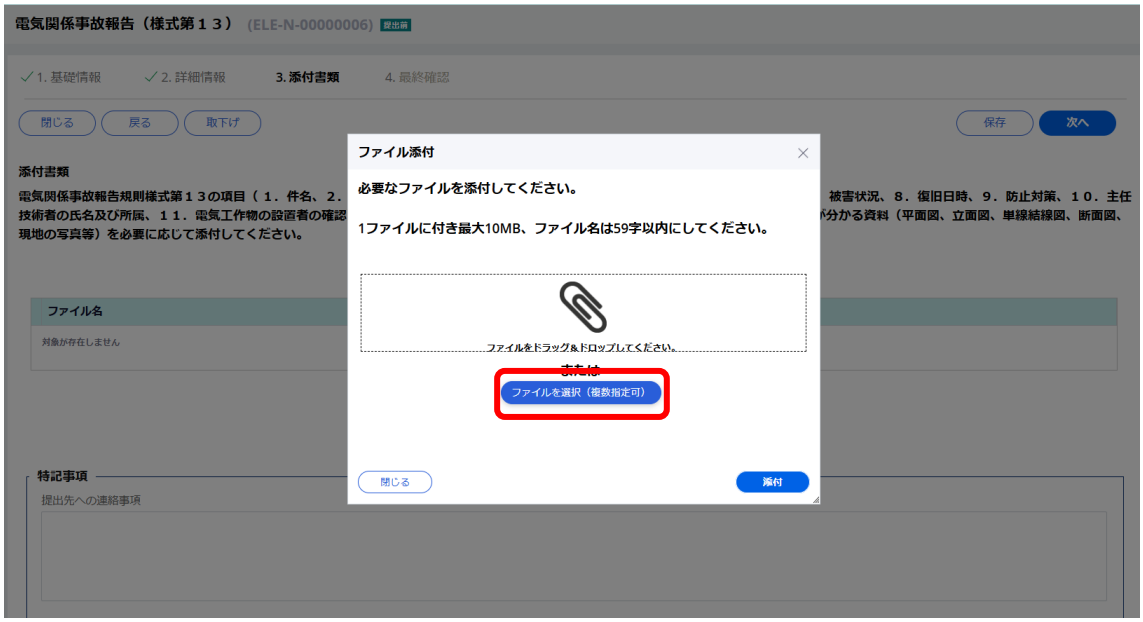


**【手順④】**

パターン①の場合入力および書類添付が完了したら、「確認へ」ボタンを押下いただきます。

パターン②の場合は「次へ」ボタンを押下して「4.最終確認」へ遷移します。

〔パターン①〕

〔パターン②〕

**【手順⑤】**

手続内容プレビュー画面に遷移します。パターン①の場合は入力内容を確認し、問題なければ「提出」ボタンを押下いただきます。

パターン②の場合は「4.最終確認」に遷移して入力内容を確認し、問題なければ「提出」ボタンを押下いただきます。

〔パターン①〕

〔パターン②〕

**【手順⑥】**

パターン①、②ともに提出が完了すると「提出ありがとうございます。」が表示されます。

### 5-4-5.問合せ・取下げ

・手続の内容に不備・確認事項があった場合、監督部/監督署担当者から問合せを受けることがあります。

・提出者から手続提出後に取下げ依頼を受けた場合などに、監督部/監督署担当者が手続を取下げることがあります。

・いずれの場合も、メールにて通知がありますので、内容をご確認ください。

**【手順①】**

手続提出時に登録いただいたメールアドレスへ、担当者から問合せ又は取下げを実施した旨をご連絡します。手続を提出したメールアドレスに対してのみのご連絡であり、代行元の設置者には通知されないため、ご注意ください。

**〔問合せ通知メール〕**

様

このたびは保安ネットをご利用いただき、ありがとうございます。

提出いただいた手続について、担当者よりお問い合わせさせていただきます。
下記URLから保安ネットにログインし、問合せ内容をご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

管理番号：
設置者名：
事業場名：
手続名：
ログイン画面URL：

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。
※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
　ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。
＜ヘルプデスクお問合せ先＞
　050-2018-8381
＜受付時間＞
　平日9:00～18:00

**〔取下げ通知メール〕**

様

このたびは保安ネットをご利用いただき、ありがとうございます。

提出いただいた手続について、経済産業省担当者より取下げられました。
下記URLから保安ネットにログインし、全手続一覧から該当の手続を開いて取下げ内容をご確認いただきますようお願いいたします。
なお、取下げのあった手続きを複写して新規手続をする場合、添付書類については改めてアップロードする必要があります。

管理番号：
設置者名：
事業場名：
手続名：
ログイン画面URL：

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。
※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
　ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。
＜ヘルプデスクお問合せ先＞
　050-2018-8381
＜受付時間＞
　平日9:00～18:00

**【手順②】**

メールに添付された URL をクリックすると、ログイン画面へ遷移します。

**【手順③】**

問合せの場合は、ログイン後、メニューにて「要対応手続一覧」を選択し、「要対応手続一覧」にて、「問合せ」を選択します。メールに記載された管理番号にて対象の手続を確認してください。

取下げの場合は、ログイン後、メニューにて「全手続一覧」を選択し、「全手続一覧」でメールに記載された管理番号にて対象の手続を確認してください。

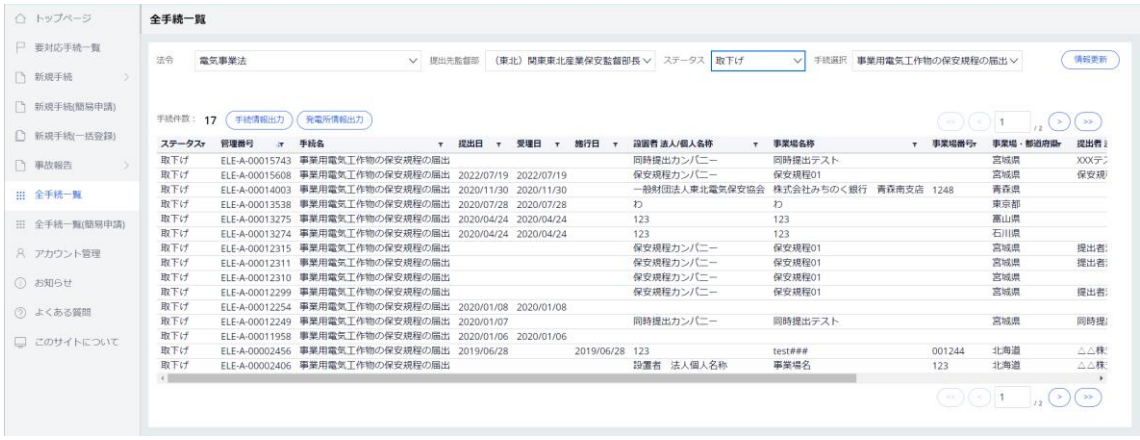

**【手順④】**

対象の手続が表示された後、「確認結果」タブを選択いただき、監督部/監督署からの確認結果について、内容をご確認いただきます。複数回確認が発生した際は、履歴が一覧で表示されます。

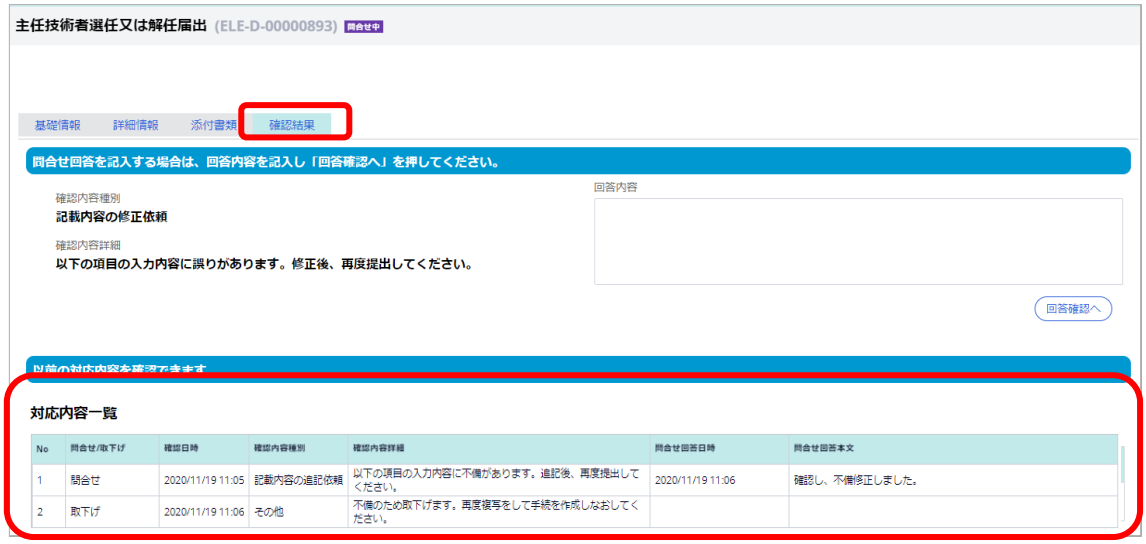

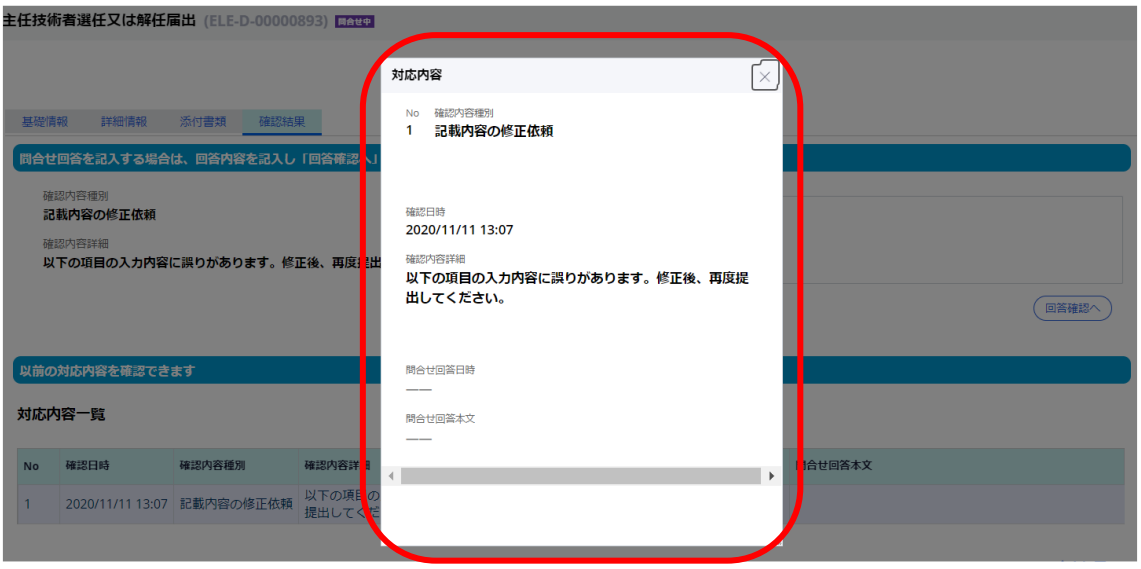
主任技術者選任又は解任届出 (ELE-D-00000893) 問合せ中
基礎情報
詳細情報
添付書類
確認結果
問合せ回答を記入する場合は、回答内容を記入し「回答確認へ」
確認内容種別
記載内容の修正依頼
確認内容詳細
以下の項目の入力内容に誤りがあります。修正後、再度提出
回答確認へ
以前の対応内容を確認できます
対応内容一覧
No
確認日時
確認内容種別
確認内容詳細
問合せ回答本文
1
2020/11/11 13:07
記載内容の修正依頼
対応内容
No
確認内容種別
1
記載内容の修正依頼
確認日時
2020/11/11 13:07
確認内容詳細
以下の項目の入力内容に誤りがあります。修正後、再度提出してください。
問合せ回答日時
――
問合せ回答本文
――

**【手順⑤】**

問合せの場合は、問合せ内容を確認し、内容に対する回答を記載します。

もしくは「取下げ」ボタンを押下することで手続を取り下げることができます。

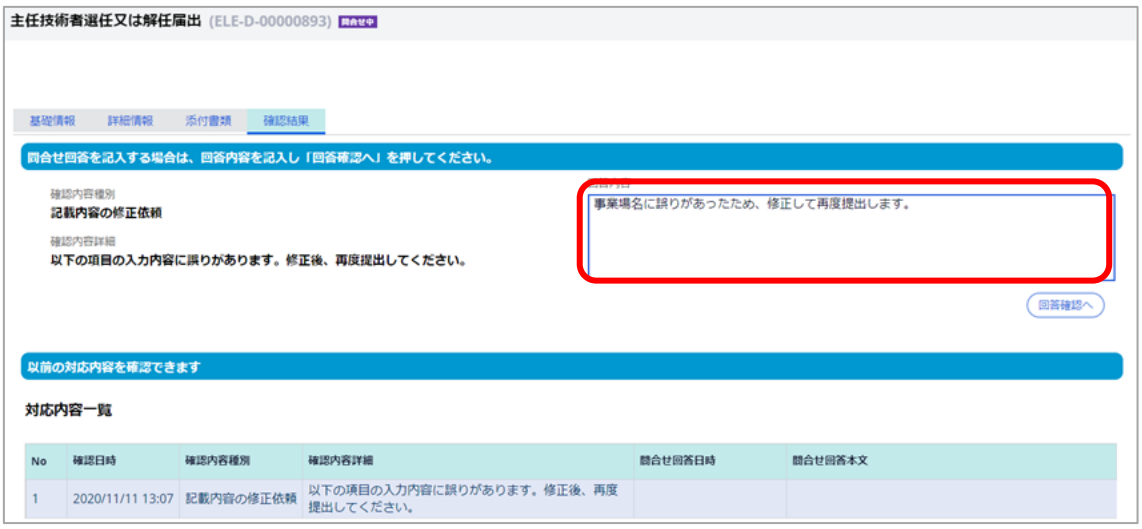


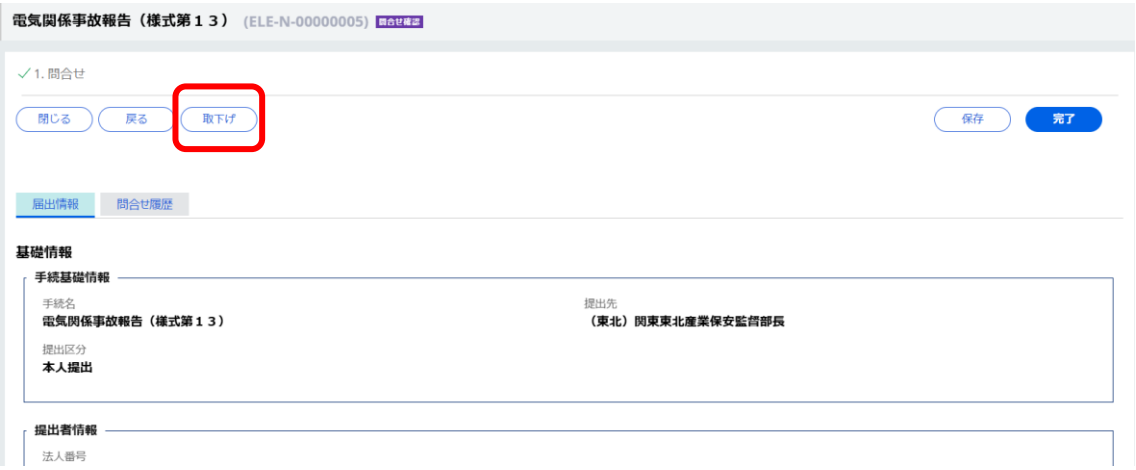


**【手順⑥】**

問合せの場合は、必要に応じて「基礎情報」、「詳細情報」、「添付書類」タブにて内容を再度修正します。修正後、「完了」ボタンを押下いただきます。

手続を取り下げた場合は、取下げが完了した旨のメールが送付されます。

**〔取下げ通知メール〕**

様

保安ネットをご利用いただきありがとうございます。
手続の取下げが完了しました。

管理番号：
手続：

ログイン画面URL：

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。
※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
　ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

---

本件についてご不明点などございましたら、下記までお問い合わせください。
＜ヘルプデスクお問合せ先＞
　050-2018-8381
＜受付時間＞
　平日9:00～18:00

---

### 5-4-6.結果通知

・利用者には結果をメールで通知します。

・利用者のメールアドレスへ、監督部/監督署から手続が完了した旨をご連絡します。ご連絡先は保安ネット上で手続を提出した際、G ビズ ID として登録されているメールアドレス宛へとなります。代行元の設置者には通知されないため、ご注意ください。

・メールに記載の管理番号を基に、保安ネットにて結果をご確認いただけます。

**［メール通知（届出の場合）］**

様

このたびは保安ネットをご利用いただき、ありがとうございます。

提出いただいた手続きを受理しました。
下記URLから保安ネットにログインし、ご確認いただきますようお願いいたします。

管理番号：
ログイン画面URL：

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。
※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
　ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

---

本件についてご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。
＜ヘルプデスクお問合せ先＞

＜受付時間＞

---

**［メール通知（申請の場合）］**

様

このたびは保安ネットをご利用いただき、ありがとうございます。

提出いただいた手続について、審査結果をお知らせいたします。
下記URLから保安ネットにログインし、審査結果をご確認いただきますようお願いいたします。

管理番号：
ログイン画面URL：

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。
※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
　ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

---

本件についてご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。
＜ヘルプデスクお問合せ先＞

＜受付時間＞

---

### 5-4-7.事前相談・手数料納付

・手数料納付と要する手続を提出する場合、入力内容の事前相談を行います。

・入力内容に誤りがある場合などに、審査者から事前相談回答が送付されることがあります。内容に問題が無い場合は、審査者によって手数料納付のための情報が送付されます。

※なお、本マニュアル公開時点で事前相談・手数料納付が必要な手続の取り扱いはございません。詳しくは別紙の取り扱い手続一覧をご覧ください。

**【手順①】**

手数料納付を要する手続の内容を入力し（詳細は 5-4-4.手続の提出方法を参照）、手数料等納付情報セクションの「振込人カナ氏名」を入力します。手続内容の入力が完了したら「事前相談へ進む」ボタンを押下して提出します。

**【手順②】**

審査者から事前相談に回答があった場合、事前相談回答の通知メールが送付されます。審査者からの回答を確認し、修正等の対応を行います。その後「回答確認へ」ボタンを押下して対応内容の確認、「完了」ボタンを押下して再度提出を行います。また、「取下げ」ボタンを押下して手続を取り下げることもできます。

## 〔事前相談回答通知メール〕

様

保安ネットをご利用いただきありがとうございます。

提出いただいた手続の事前相談について、担当者より確認事項がありました。
下記URLから保安ネットにログインし、確認内容をご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

管理番号：
手続：
ログイン画面URL：

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。
※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
　ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

---

本件についてご不明点などございましたら、下記までお問い合わせください。
＜ヘルプデスクお問合せ先＞
　050-2018-8381
＜受付時間＞
　平日9:00～18:00

---

**【手順③】**

事前相談完了後、審査者から手続上に手数料納付のための情報が追記されます。その際、手数料納付情報確定の通知メールが送付されます。情報をご確認の上、ATM 等で手数料を納付します。納付後は自動的に保安ネット上に反映されるため、追加の操作や審査者へのご連絡は必要ありません。

**〔手数料等納付情報通知メール〕**

様

保安ネットをご利用いただきありがとうございます。

提出いただいた手続の手数料等納付情報が確定されました。
下記URLから保安ネットにログインし、手数料等納付情報をご確認の上、電子納付をお願いいたします。

手数料等の電子納付は、「ペイジー(Pay-easy)」という仕組みに対応した金融機関(ゆうちょ銀行、都市銀行及び一部の地方銀行)のインターネットバンキング、またはATMから行ってください。

電子納付に際しては、以下の３つの番号(納付情報)が必要になります。
１、収納機関番号
２、納付番号
３、確認番号

納付情報（収納機関番号、納付番号、確認番号）は、下記URLから保安ネットにログインし、ご確認いただけます。
ATMをご利用の場合は、この３つの番号をお手元にお控えいただいき金融機関(ゆうちょ銀行、都市銀行及び一部の地方銀行)にて電子納付を行ってください。
インターネットバンキングをご利用の場合は、対応の金融機関をご確認いただき、各金融機関のインターネットバンキングにアクセスし、案内に沿って電子納付を行ってください。
詳しくは、　　をご参照ください。

管理番号：
手続：
ログイン画面URL：

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。
※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
　ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

**5-5.全手続一覧**

・全手続一覧については、「保安ネット操作マニュアル（利用者向け　パート①）　4-5.全手続一覧」をご参照ください。

**5-6.お知らせ**

・よくある質問については、「保安ネット操作マニュアル（利用者向け　パート①）　4-6.お知らせ」をご参照ください。

**5-7.よくある質問**

・よくある質問については、「保安ネット操作マニュアル（利用者向け　パート①）　4-7.よくある質問」をご参照ください。